

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の俸給月額
の改定は、行わないものとする。 （第一条関係）
- 二 指定職俸給表の適用を受ける職員に係る勤勉手当の支給割合の改定は、行わないものとする。 （第
一条及び第二条関係）